

軽減税率実施後の消費税申告書作成のポイント

消費税の税額計算

分かり易く
解説します!!

～消費税確定申告書の作成手順&簡易課税について～



案内

消費税率10%への引上げと同時に軽減税率制度が実施され複数税率となりました。事業者の皆様には業種にかかわらず、「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」が必要になります。

本セミナーでは、軽減税率実施後の税額計算の知識習得をはじめ、消費税申告書作成のポイントと、簡易課税、税額計算の特例についてわかりやすく解説いたします。

この機会に多数ご参加ください。

講師プロフィール
中央税務会計事務所 所長

中島 由雅 氏
(税理士)

1974年生まれ。父の創業した税理士事務所を、2017年に引き継ぎ2代目所長に就任(職員数90名)。大学卒業後、税理士を取得。持ち前の人当たりの良さを活かした経営相談を実施。税務に関することはもちろん、異業種交流会、金融機関、教育機関、企業等でセミナーや講演も行っている。2011年に行われた第15回セミナーコンテスト東京大会優勝、同年に名古屋で開催されたセミナーコンテストグランプリ(全国大会)出場、4位を獲得する。

開催日時 **令和元年 12月18日(水)**
14:30～16:30

会場 **袋井商工会議所 3階第1・2研修室**

参加費 **無料**

申込 下記申込書に必要事項をご記入の上、
FAXにてお申込みください。
※先着順。(定員50名)になり次第締め切ります。

締切 **令和元年12月13日(金)**

お問合せ **袋井商工会議所 中小企業相談所**
TEL.0538-42-6151

主催/袋井商工会議所 中小企業相談所

【おもな講座内容】

- おさらい軽減税率制度の概要
- 軽減税率の消費税額の計算方法
- 区分記載請求書等保存方式
 - ・税額計算の方法
 - ・中小事業者に対する税額計算の特例
- 適格請求書等保存方式
 - ・適格請求書導入による手続き
 - ・免税事業者の課税仕入に係る経過措置



12月18日(水) 消費税の税額計算 受講申込書 (担当:清水)

袋井商工会議所 行 FAX. 0538-42-9871

※このままFAXして下さい。

事業所名		営業内容	
所在地	〒 -	連絡先	TEL () -
			FAX () -
受講者名	①	受講者名	②

※ご記入いただいた情報は、当セミナーの運用管理のみに利用します。